

千葉市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年千葉市条例第24号。以下「条例」という。）第14条第2項及び千葉市議会政務活動費の交付に関する規程（平成25年千葉市議会訓令（甲）第1号。以下「規程」という。）第8条の規定による収支報告書及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しの閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧方法)

第2条 収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、議会事務局の受付において、政務活動費収支報告書等閲覧請求票に必要な事項を記入後、職員の立ち会いのもと、次条第1項に定める閲覧場所で閲覧することができる。

(閲覧場所及び閲覧時間)

第3条 規程第8条第2項の議長が指定する収支報告書等の閲覧場所は、議会事務局長がその都度指定する会議室等とする。

2 規程第8条第2項の議長が指定する収支報告書等の閲覧時間（以下「閲覧時間」という。）は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、議会事務局長が特に必要があると認めたときは、閲覧時間を変更することができる。

(収支報告書等の謄写)

第4条 収支報告書等を謄写する場合は、筆記によりこれを行うものとし、複写機、写真機等を使用してはならない。

(閲覧者の遵守事項)

第5条 閲覧者は、規程第8条第2項から第4項に定める事項を遵守するほか、職員の指示に従わなければならない。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月19日から施行する。

政務活動費収支報告書等閲覧請求票

(閲覧される方は、下記の項目に御記入願います。)

閲覧日	年 月 日	※受付番号	
氏名 (法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名)			
住所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)			
閲覧を請求する 収支報告書等	年度		
	政務活動費 が交付され た会派の名 称又は交付 対象議員の 氏名	会派名	
		交付対象議員氏名	

(注) ※欄には、記入しないでください。